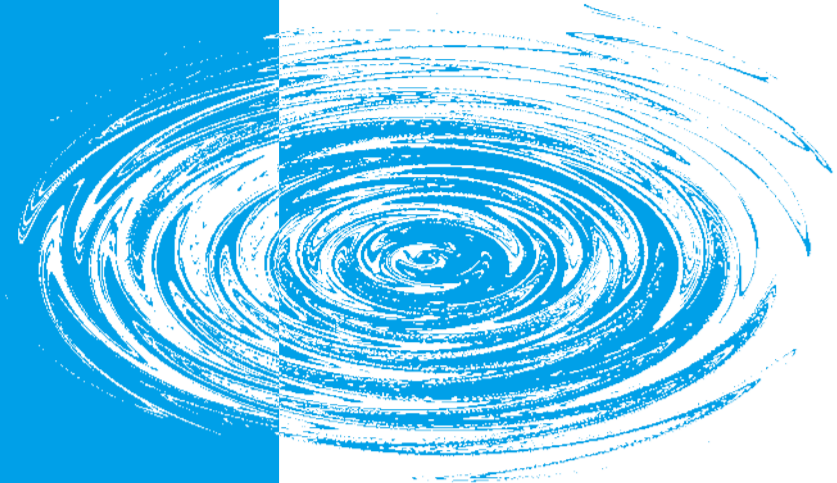


災害等緊急時の備えはできていますか？

断水時に、飲料水や生活用水はどこで確保できるか、『白杵市災害等緊急時生活用水マップ』を活用して、災害等緊急時に備えましょう!!



白杵市
〒875-8501 大分県白杵市大字白杵72番1
電話 0972-63-1111(代表)
https://www.city.usuki.oita.jp/



公益社団法人 大分県薬剤師会検査センター
〒870-0855 大分市豊饒二丁目11番3号
電話 097-544-4400 (代表)
http://www.oitakensa.jp/
E-mail:soumu@oitakensa.jp

発行日/令和3年3月

白杵市 災害等緊急時 生活用水マップ

製作：白杵市
公益社団法人大分県薬剤師会
監修：大分県生活環境部環境保全課

ごあいさつ

『白杵市災害等緊急時生活用水マップ』 の作成にあたって

近年、全国各地で大規模な地震や豪雨等多くの自然災害が発生し、住民の皆さまが避難生活を余儀なくされる状況が生まれています。災害はいつ発生するか予測は困難ですが、いざ災害が起きた時に備えて、ふだんから準備をしておくことは大切です。災害時において一番困るのはライフラインの断絶による水の確保です。避難生活中、トイレや炊事・洗濯等に使用できる水が確保できずに苦労したという多くの声が寄せられたと聞いています。

このような背景から、白杵市ではこの度、災害等が発生し断水の事態に陥った際、水道が復旧するまでの間に不足する生活用水を確保することを目的として『白杵市災害等緊急時生活用水マップ』を作成いたしました。マップの作成にあたり、水道水の供給が停止した場合の緊急時には、生活用水として井戸等49箇所と、飲料用として貯水槽水道4箇所を登録することができました。市民の皆さまのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

なお、この『白杵市災害等緊急時生活用水マップ』の利用の必要性がないことを願っておりますが、万一災害が発生した場合に備えて日頃より白杵市の井戸等の地点の確認を行っていただき、災害等緊急時の一助になれば幸いです。



白杵市
市長 中野五郎



公益社団法人 大分県薬剤師会
会長 安東哲也

利用用途について

貯水槽水道(飲料水用)



学校やビル・マンション等に設置されている貯水槽水道は、水道事業者で供給される水を一旦貯水槽にため、ポンプ等で各階へ給水しています。貯水槽水道は飲料水としての維持管理が行われ、水槽の清掃や水質管理等が実施されています。



井戸等(飲料水以外の生活用水)



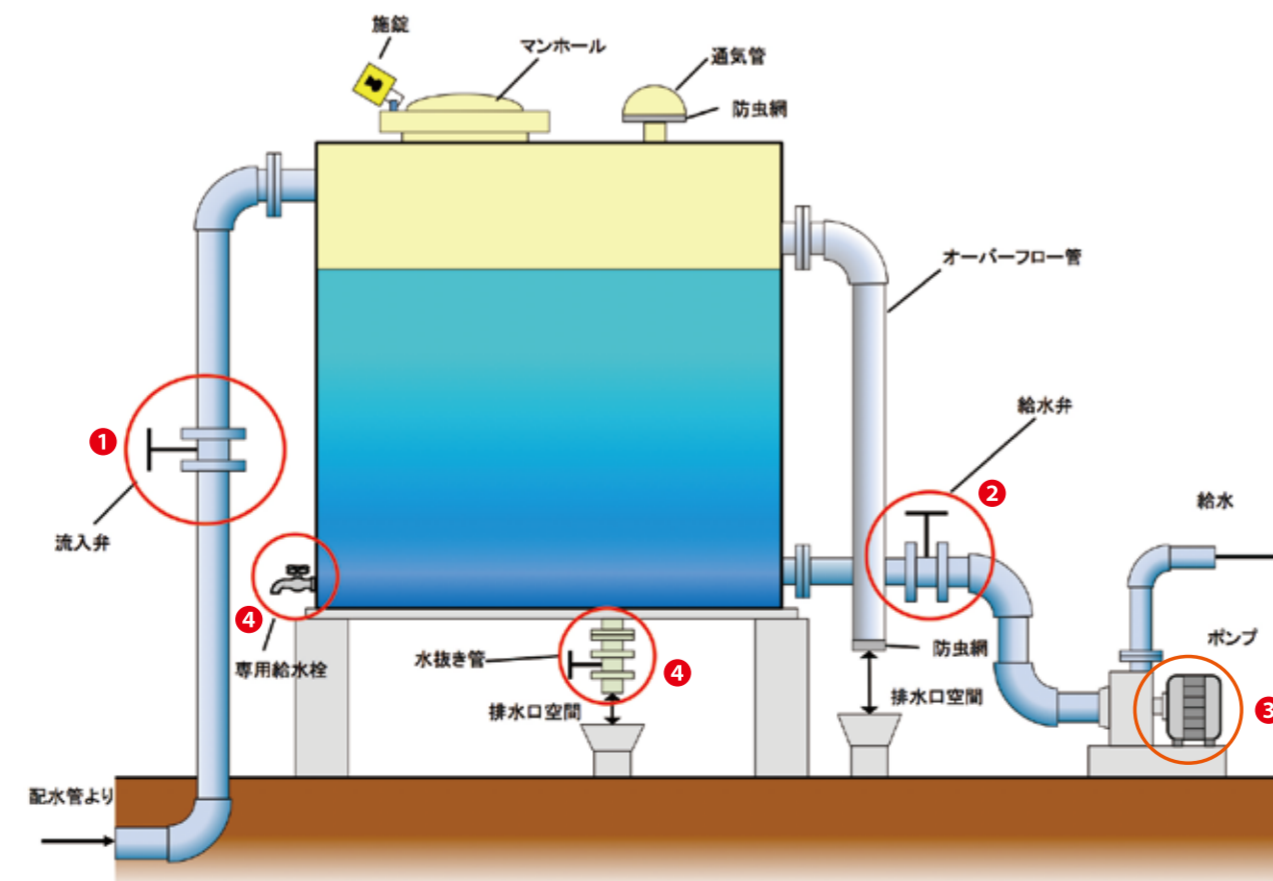
災害等緊急時に水道の断水が生じた場合、トイレ・洗濯等の飲料水以外の生活用水が確保できなくなります。そのため水道復旧までの間、生活用水として利用できる井戸等の確保が必要です。今回、市民の皆様への利用にご協力いただける井戸等を生活用水として登録いたしました。登録するにあたりまして、簡易的な水質検査は実施しておりますが、あくまでも生活用水であり飲料用でないことを、ご理解ください。



災害時における貯水槽水道の利用方法

災害時に貯水槽水道を利用するためには、下記の操作が必要となります。(所有者の方は、災害発生時にはできるだけ早めの対応をお願いいたします。)

- 1 濁った水の流入を防ぐため、配水管のバルブ(下図の流入弁)を開めてください。
- 2 貯水槽水道の水を確保するため、給水管のバルブ(下図の給水弁)を開めてください。(緊急遮断弁が設置されている場合は、弁が閉じられているか確認してください。)
- 3 ポンプの電源を落としてください。
- 4 上記1～3の操作を行い貯水槽水道の水を確保することで、専用給水栓又は水抜き管からの飲料水の採水が可能となります。



貯水槽の水(飲料水)を確保するための事前対策

- 1 可とう継手の設置
貯水槽や附帯設備の耐震対策をしましょう。(フレキシブル又は可とう継手の設置)
- 2 緊急遮断弁の設置
貯水槽と給水ポンプ又は揚水ポンプの間に緊急遮断弁を設置しましょう。
- 3 専用給水栓の設置
水槽本体又は連通管等に専用の給水栓を設置しましょう。



井戸等の所有者の皆さまへ(お願い)

災害等緊急時においては、市民の皆さまの助け合いにより生活用水を確保することが必要となります。水道水の供給が停止すると、トイレ・洗濯等の飲料水以外の生活用水も確保できません。水道水の供給が復旧するまでの間、市民の皆さまへ生活用水が確保できるよう対応についてご協力のほど、よろしくお願いいたします。

井戸等の水質検査について

登録された井戸等は、簡易的な水質検査は実施しております。しかし、飲料水として利用できるか判断するために定められた全ての項目を検査しているわけではありません。実施した水質検査は、外観(色・にごり)や臭気等の簡易的な検査項目であり、飲料水としての安全性を保障するものではありません。飲料水以外の目的でご利用いただきますようお願いいたします。

ご利用いただく市民の皆さまへ(お願い)

災害等緊急時に備え、日頃から身近な登録井戸等の場所を複数箇所、確認しておいてください。貯水槽水道や井戸等は、ご登録いただいた所有者のご厚意により利用させていただくものです。ご利用の際は、所有者の承諾を受けマナーを守りご利用いただきますようお願いいたします。なお、災害等の状況により、ご利用できない場合もございますので、ご理解のほどお願いいたします。

生活用水マップの見方

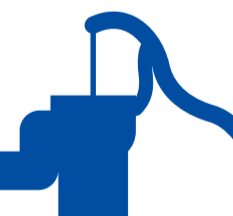
災害時貯水槽水道

災害時に飲料水として利用できる貯水槽の場所を示すマークです。



災害時井戸等

災害時に生活用水として利用できる井戸等の場所を示すマークです。



手動…手押しポンプ、ツルベ又はバケツ等で採水が可能です。

手動

電動…電気式ポンプで採水が可能です。停電時には発電機等が必要です。



電動

注意事項

災害時に、下記の状況等で施設を利用できない可能性があります。

- 1 津波や洪水により、施設が浸水した場合
- 2 停電により、井戸の電動ポンプが使用できない場合
- 3 地震により、井戸の水位が低下した場合
- 4 施設が破損した場合